

## 特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会役員選出規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会（以下「会」という）定款に基づき、役員に関する事項を定める事を目的とする。

### (役員と定数)

第1条 この規程における役員とは、会定款第12条に基づき、理事及び監事をいう。  
2. 役員の定数は会定款第12条に基づき、理事3名以上、監事1名以上とするが、正常な会運営のために必要な役員数を理事会で定める事ができる。

### (役員選出)

第2条 役員選出は定款第12条に基づき特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の会の社員（一般会員、専門会員、准専門会員）の中から公募して、総会において選出する。  
2. 理事会の決定により、総会における選出の前に投票および信任投票を行って役員選挙を実施する事もできる。ただし選挙を行った場合、その選挙結果に基づき総会において承認を得て選出する事とする。  
3. 理事会は役員選出のためのスケジュールを策定し、役員改選の告示日を取り決める。  
4. 第2項の規定により投票を行う場合には、総会開催日の1ヵ月以上前に結果が確定するように予定を立てて行う事とする。  
5. 理事会は役員選出における実務を行うために、役員選出管理委員会を設置する。

### (役員選出管理委員会の構成)

第4条 役員選出管理委員会は、理事会が委託する3名以上5名以内の委員をもって構成し、委員長は委員の互選とする。  
2. 役員選出管理委員は一般会員・専門会員・准専門会員の中から選出するものとし、現任の役員は除く。  
3. 役員選出管理委員の任期は、役員改選にあたる前年度告示日の1ヵ月前より次期役員が選出されるまでの期間とし、再任は妨げない。  
4. 役員選出管理委員は、その任期中に被選挙権をもたない。

### (役員選出管理委員会の職務)

第5条 役員選出管理委員会は、次の職務にあたる。  
(1) 役員公募告知、候補者届けの受理、候補者氏名の発表  
(2) 投票を行う事が理事会で決定された場合における投票と開票の管理及び投票結果の報告  
(3) その他役員選出管理に必要な事項

### (役員改選の告示)

第6条 理事会は、役員選出手続きを踏まえて、役員改選の告示日を決定する。

(選挙権・被選挙権)

第7条 選挙を行う場合、選挙権は告示1ヵ月前に会の定款に定められた法上の社員（一般会員、専門会員、准専門会員）に与えられ、被選挙権は法上の社員で立候補した者及び推薦され立候補した者に与えられる。

(立候補の届出)

第8条 役員に立候補する者あるいは推薦され立候補する者は、改選告示の日より20日以内に役員立候補届を役員選出管理委員長に届け出るものとする。

(立候補の受理)

第9条 役員選出管理委員長は、前条に規定する立候補届を受理する時は、法上の社員資格を確認し受理する。

(立候補者名簿)

第10条 役員選出管理委員長は、前条に規定する立候補届を受理した時は、立候補の届出順に整理し立候補者名簿を作成する。

(選出方法)

第11条 役員選出において投票を行う事が理事会で決定された場合には、第10条に定める立候補者名簿に基づき、指定日付の消印のあるものを有効とする郵便投票方式により実施する。

2. 役員選挙の当選者は、有効投票のうち投票数の上位から順次それぞれの定数までを当選とし、得票数が同数の場合は、役員選出管理委員会において役員選出管理委員長が抽選によって決定する。
3. 役員が任期途中でその任につけなくなった場合、次点者を繰り上げ当選とする。
4. 役員定数と立候補者が同数の場合、あるいは定数に満たない場合には選挙は実施せず全員を総会で選出するか、あるいは前第1項の投票方法に基づき信任選挙を行うことができる。その場合の選出法については理事会で決定する。

(役員選出管理費)

第12条 理事会は役員選出を適正に運営するために役員選出管理費を計上し、役員選出委員会が執行する。

2. 役員選出管理委員会は当該事業終了後、収支報告書を速やかに理事会に提出する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の議決を経なければならない。

(規程の施行)

第14条 この規程は令和6年（2024年）6月1日より施行する。